

改正

平成22年 3 月31日規則第30号

平成22年 4 月28日規則第46号

平成24年 3 月30日規則第29号

平成27年 4 月28日規則第50号

平成28年 3 月30日規則第42号

平成29年 2 月28日規則第 8 号

平成31年 3 月29日規則第43号

令和 2 年 7 月13日規則第49号

令和 3 年 3 月31日規則第48号

令和 7 年 3 月24日規則第14号

足立区景観条例施行規則を公布する。

足立区景観条例施行規則

足立区景観条例施行規則（平成21年足立区規則第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び足立区景観条例（平成21年足立区条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語は、法、省令、条例及び法第 8 条第 1 項の規定により足立区（以下「区」という。）が定める景観計画において使用する用語の例による。

（公共的団体）

第 3 条 条例第 2 条第 5 号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- （1） 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- （2） 独立行政法人都市再生機構
- （3） 地方道路公社
- （4） 地方住宅供給公社
- （5） 土地開発公社

- (6) 公益財団法人東京都道路整備保全公社
 - (7) 財団法人東京都新都市建設公社（昭和36年7月20日に財団法人東京都新都市建設公社という名称で設立された法人をいう。）
 - (8) 公益財団法人足立区生涯学習振興公社
 - (9) 足立市街地開発株式会社
- （大規模建築物等の規模等）

第4条 条例第2条第6号の規則で定める規模は、次の各号に掲げる当該建築物の存する地域の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 西新井大師特別景観形成地区のうち、大師前エリア、北参道エリア、幹線道路沿道エリア、大師北側道路沿道エリア及び一般エリア 地盤面からの高さが28メートル又は延べ面積が15,000平方メートル
- (2) 前号以外の地域 地盤面からの高さが45メートル又は延べ面積が15,000平方メートル

2 条例第2条第7号の規則で定める地域は、西新井大師特別景観形成地区のうち、大師境内エリア、門前エリア及び門前入口エリアとする。

（大規模開発事業）

第5条 条例第2条第9号の規則で定める事業は、第1号から第5号までに掲げるものの都市計画の決定、変更若しくは廃止（以下「都市計画の決定等」という。）又は第6号に掲げるものの許可を伴う事業のうち、当該事業に係る面積が3ヘクタール以上のもの又はこれに類する規模の事業で区長が特に認めるものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第3号の高度利用地区
- (2) 都市計画法第11条第1項第8号の一団地の住宅施設
- (3) 都市計画法第12条第1項第4号の市街地再開発事業
- (4) 都市計画法第12条の4第1項各号の地区計画等
- (5) 都市計画法第12条の5第3項の再開発等促進区を定める地区計画
- (6) 都市計画法第4条第12項の開発行為

（景観計画の変更に係る軽微な変更）

第6条 条例第9条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外のものとする。

- (1) 法第8条第2項第1号、第2号若しくは第4号又は同条第3項（都市計画マスタープラン（都市計画法第18条の2の規定に基づき、区が策定する都市計画に関する基本的な方針）の変更に伴うものを除く。）に規定する事項の変更

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める事項の変更

(特別景観形成地区指定の申請)

第7条 条例第11条第3項の規定による特別景観形成地区の指定の申請は、別記様式第1号による特別景観形成地区指定申請書に次に掲げる書類及び図書を添付して行わなければならない。

(1) 当該地区の景観形成の方針等の案

(2) 当該地区の区域を示す図面

(3) 条例第11条第4項の規定による区民等の意見聴取の経緯書

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類及び図書

(届出書及び添付書類等)

第8条 法第16条第1項の規定による届出は、別記様式第2号による景観計画区域内における行為の届出書を提出して行わなければならない。

2 省令第1条第1項の届出書には、同条第2項に規定する図書のほか、次に掲げる書類及び図書を添付しなければならない。

(1) 景観計画で定める法第8条第4項第2号に規定する制限に対する適合状況を記載した書類

(2) 当該行為を行う敷地内における外構を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類及び図書

3 条例第14条第2項に規定する行為の届出にあつては、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、区長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

(1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2500分の1以上のもの

(2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

(3) 施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める図書

4 省令第1条第2項第1号ニに規定する彩色が施された2面以上の立面図は、日本産業規格Z 8721に定める色相、明度及び彩度の3属性の値（以下「マンセル値」という。）を表示したものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、区長は、条例第20条又は第24条の規定による協議を行った建築物の建築等及び工作物の建設等に係る第1項の届出について、省令第1条第2項各号に規定する図

書及び第2項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(届出対象行為)

第9条 条例第14条第3項第3号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもののうち、東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)第2条第1号に規定する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件以外のもの
- (2) 昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの
- (3) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫(建築物であるものを除く。以下同じ。)その他これらに類するもの
- (4) 橋梁(りょう)その他これに類する工作物で運河、河川などを横断するもの

2 条例第14条第3項第3号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第16条第1項第1号に規定する行為にあつては、別表第1の(あ)欄に掲げる景観計画区域内において定められた地区の区分に応じ、それぞれ同表の(い)欄に掲げる建築物又は工作物について(う)欄に掲げるもの
- (2) 法第16条第1項第2号に規定する行為にあつては、別表第2の(あ)欄に掲げる景観計画区域内において定められた地区の区分に応じ、それぞれ同表の(い)欄に掲げる建築物又は工作物について(う)欄に掲げるもの
- (3) 法第16条第1項第3号に規定する行為にあつては、別表第3の(あ)欄に掲げる景観計画区域内において定められた地区の区分に応じ、それぞれ同表の(い)欄に掲げるもの
- (4) 条例第14条第2項に規定する行為にあつては、別表第4の(あ)欄に掲げる景観計画区域内において定められた地区に応じ、同表の(い)欄に掲げるもの
(行為の完了の届出)

第9条の2 条例第14条の2の規定による届出は、別記様式第2号の2による景観計画区域内における行為の完了(中止)届出書を提出して行わなければならない。この場合において、行為の完了に係る届出にあつては行為完了後7日以内に、次に掲げる書面及び図書を添付して行わなければならない。

- (1) 竣工写真
- (2) 撮影位置及び方向を図示した図面
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類及び図書

(届出の要件)

第10条 法第16条第1項の規定による届出に係る行為を行う土地の区域が2以上の特別景観形成地区にまたがる場合においては、当該届出行為を行う区域に含まれる土地の面積が最大である特別景観形成地区に当該届出行為を行う区域があるものとみなす。

(変更届出書)

第11条 法第16条第2項の規定による届出は、別記様式第3号による景観計画区域内における行為の変更届出書を提出して行わなければならない。

(行為の着手の制限期間の短縮の通知)

第12条 区長は、法第18条第2項の規定により同条第1項本文の期間を短縮するときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、別記様式第4号による期間短縮通知書により通知するものとする。

(勧告)

第13条 法第16条第3項の規定による勧告は、別記様式第5号による勧告書により行うものとする。

(変更命令及び原状回復等命令)

第14条 法第17条第1項の規定による命令は、別記様式第6号による変更命令書により行うものとする。

2 法第17条第5項の規定による命令は、別記様式第7号による原状回復等命令書により行うものとする。

(期間の延長)

第15条 法第17条第4項の規定による通知は、別記様式第8号による期間延長通知書により行うものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

第16条 法第16条第5項の規定による通知は、別記様式第9号による景観計画区域内における行為の通知書を提出して行うものとする。

2 区長は、前項の通知書に、第8条第2項又は第3項に規定する書類及び図書を添付することを求めることができる。

(大規模建築物等の建築等に係る事前協議)

第17条 条例第20条の規定による協議は、別記様式第10号による大規模建築物等事前協議申請書を提出して行わなければならない。ただし、条例第24条の規定による協議の対象となるものについては、この限りでない。

- 2 区長は、条例第20条の規定による協議が完了したときは、別記様式第11号による大規模建築物等事前協議完了通知書を当該協議をした者に交付するものとする。
- 3 条例第20条の規定による協議は、次に掲げる日（2以上に該当する場合は、最初に到来する日）までに完了しなければならない。
- (1) 条例第14条第1項の規定による届出を行う日
 - (2) 当該建築行為等が建築基準法（昭和25年法律第201号）又は都市計画法に規定する許可又は認可等を必要とするときは、当該許可又は認可等の申請を行う日
 - (3) 建築基準法の規定による確認の申請又は計画の通知を行う日
- 4 大規模建築物等事前協議申請書には、次に掲げる書類及び図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きい場合、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、区長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。
- (1) 大規模建築物等の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2500分の1以上のもの
 - (2) 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
 - (3) 当該敷地内における大規模建築物等の位置及び外構を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの
 - (4) 大規模建築物等のすべての外壁面に彩色が施された立面図又は外観透視図（当該大規模建築物等の外観のマンセル値を表示したもの）で縮尺50分の1以上のもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、景観に配慮した内容を表すものとして区長が必要と認める書類及び図書
- 5 東京都景観条例（平成18年東京都条例第89号）第20条に規定する事前協議を行うため、東京都景観条例施行規則（平成19年東京都規則第45号）第17条第1項に規定する事前協議書（以下「都事前協議書」という。）を提出した場合には、第1項に規定する大規模建築物等事前協議申請書の提出があったものとみなす。

（景観ガイドラインに係る事前協議）

第18条 条例第22条の規定による協議は、別記様式第12号による景観ガイドライン事前協議申請書及び開発地区の景観ガイドラインの案を提出して行わなければならない。

- 2 区長は、条例第22条の規定による協議が完了したときは、別記様式第13号による景観ガイドライン事前協議完了通知書を当該協議をした者に交付するものとする。

- 3 条例第22条の規定による協議及び開発地区の景観ガイドラインの提出は、当該開発事業の関係する都市計画の決定等及び都市計画法第4条第12項の開発行為の許可に係る手続を開始する前までに完了しなければならない。

(景観ガイドラインに定める事項)

第19条 景観ガイドラインには、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開発地区の区域
- (2) 開発地区及び周辺の景観の調査報告
- (3) 開発地区における景観形成の目標及び方針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める事項

(景観ガイドラインの変更に係る事前協議)

第20条 条例第22条第2項の規定による変更は、別記様式第14号による景観ガイドライン変更協議申請書及び開発地区の景観ガイドラインの変更案を提出して行わなければならない。

- 2 区長は、条例第22条第2項の規定による協議が完了したときは、別記様式第15号による景観ガイドライン変更協議完了通知書を当該協議をした者に交付するものとする。

- 3 条例第22条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外のものとする。

- (1) 前条第1号から第3号までに掲げる事項の変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める事項の変更

(開発地区内における規則で定める建設事業)

第21条 条例第24条の規定により規則で定める建設事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該建築物の高さ（増築にあつては、増築後の高さをいう。第3号において同じ。）が15メートル以上又は延べ面積（増築にあつては、増築後の延べ面積をいう。第3号において同じ。）が1,000平方メートル以上のもの
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕等（修繕、模様替又は色彩の変更をいう。以下同じ。）で、当該建築物の高さが15メートル以上又は延べ面積が1,000平方メートル以上のもので、修繕等に係る面積が従前の外観の面積の2分の1を超えるもの
- (3) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転で、当該工作物の高さが15メートル以上又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第5号に規定する築造面積（以下「築造面積」という。）が1,000平方メートル以上のもの
- (4) 工作物の外観を変更することとなる修繕等で、当該工作物の高さが15メートル以上又は築造面積が1,000平方メートル以上のもので、修繕等に係る面積が従前の外観の面積の2分の1を

超えるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に協議を要すると認めるもの

2 次に掲げるものについては、前項第1号から第4号までの規定にかかわらず事前協議を行わないものとする。

(1) 非常災害のため必要な応急措置として行う建設事業

(2) 一時的な仮設を目的とする建設事業

(3) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う建設事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に協議を要しないと認める建設事業

(開発地区内の個別建設事業に係る事前協議)

第22条 条例第24条の規定による協議は、別記様式第16号による個別建設事業事前協議申請書を提出して行わなければならない。

2 区長は、条例第24条の規定による協議が完了したときは、別記様式第17号による個別建設事業事前協議完了通知書を当該協議をした者に交付するものとする。

3 条例第24条の規定による協議は、第17条第3項に定める日までに完了しなければならない。

4 個別建設事業事前協議申請書に添付する書類及び図書は第17条第4項に準ずる。ただし、前条第1項第5号に規定する事業については、区長が適切と認める図面をもって、これらの図面に代えることができる。

5 東京都景観条例第20条に規定する事前協議を行うため、都事前協議書を提出した場合には、第1項に規定する個別建設事業事前協議申請書の提出があったものとみなす。

(景観協定の認可の申請等)

第23条 条例第26条第2項の規定による景観協定の認可の申請は、別記様式第18号による景観協定認可申請書により行わなければならない。

2 区長は、条例第26条第2項の規定による景観協定の認可の申請があったときは、速やかにその適否を決定し、別記様式第19号による景観協定認可決定等通知書により申請者に通知するものとする。

(景観協定の変更又は廃止の申請等)

第24条 条例第26条第3項の規定による景観協定の変更の認可の申請又は廃止の認可の申請は、別記様式第20号による景観協定変更（廃止）認可申請書により行わなければならない。

2 区長は、条例第26条第3項の規定による景観協定の変更の認可の申請又は廃止の認可の申請があったときは、速やかにその適否を決定し、別記様式第21号による景観協定変更（廃止）認可決

定等通知書により申請者に通知するものとする。

(景観重要建造物等の指定の提案)

第25条 法第20条第1項若しくは第2項の規定による提案又は法第29条第1項若しくは第2項の規定による提案は、別記様式第22号による景観重要建造物等指定提案書を提出して行わなければならない。

(景観重要建造物等の非指定の通知)

第26条 法第20条第3項の規定による通知又は法第29条第3項の規定による通知は、別記様式第23号による景観重要建造物等非指定通知書により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の通知)

第27条 法第21条第1項の規定による通知又は法第30条第1項の規定による通知は、別記様式第24号による景観重要建造物等指定通知書により行うものとする。

(景観重要建造物等の標識の設置)

第28条 法第21条第2項に規定する標識又は法第30条第2項に規定する標識は、景観重要建造物等の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物等の現状変更許可の申請等)

第29条 法第22条第1項の許可の申請又は法第31条第1項の許可の申請は、景観重要建造物等の現状を変更しようとする日の60日前までに、別記様式第25号による景観重要建造物等現状変更許可申請書を提出して行わなければならない。

2 区長は、法第22条第1項の許可又は法第31条第1項の許可をしたときは、別記様式第26号による景観重要建造物等現状変更許可書により通知するものとする。

(景観重要建造物等の原状回復等命令)

第30条 法第23条第1項の規定による命令又は法第32条第1項の規定による命令は、別記様式第27号による景観重要建造物等原状回復等命令書により行うものとする。

(景観重要建造物等の滅失又はき損等の届出)

第31条 条例第28条の規定による届出は、景観重要建造物の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又は景観重要樹木の全部若しくは一部が滅失し、若しくは枯死した事実を知った日から10日以内に、別記様式第28号による景観重要建造物等滅失・き損等届出書を提出して行わなければならない。

(景観重要建造物等の所有者等の変更の届出)

第32条 条例第29条第1項の規定による届出は、別記様式第29号による景観重要建造物等所有者等

変更届出書を提出して行わなければならない。

- 2 条例第29条第2項の規定による届出は、別記様式第30号による氏名等変更届出書を提出して行わなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第33条 条例第31条第4号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物が滅失又はき損するおそれがあると認めるときは、直ちに区長と協議して当該景観重要建造物の滅失又はき損を防ぐ措置を講じること。
- (2) 景観重要建造物をき損するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第34条 条例第32条第3号の規則で定める基準は、景観重要樹木が滅失又は枯死するおそれがあると認めるときは、直ちに区長と協議して当該景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐ措置を講じることとする。

(景観重要建造物等の管理に関する命令又は勧告)

第35条 法第26条又は法第34条の規定による命令は、別記様式第31号による景観重要建造物等の管理に関する命令書により行うものとする。

- 2 法第26条又は法第34条の規定による勧告は、別記様式第32号による景観重要建造物等の管理に関する勧告書により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の解除)

第36条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の規定による通知又は法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、別記様式第33号による景観重要建造物等指定解除通知書により行うものとする。

(景観整備機構の指定の申請等)

第37条 法第92条第1項の規定による景観整備機構の指定の申請は、別記様式第34号による景観整備機構指定申請書により行わなければならない。

- 2 区長は、法第92条第1項の規定による景観整備機構の指定の申請があったときは、速やかにその適否を決定し、別記様式第35号による景観整備機構指定決定等通知書により申請者に通知するものとする。

(景観整備機構の変更の届出)

第38条 法第92条第3項の規定による変更の届出は、別記様式第36号による景観整備機構変更届に

より行わなければならない。

(景観整備機構の指定の取消し)

第39条 法第95条第3項の規定による景観整備機構の指定の取消しは、別記様式第37号による景観整備機構指定取消通知書により代表者に通知するものとする。

(審議会の委員)

第40条 条例第33条第1項に規定する審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 4人以内
- (2) 区内関係団体の代表者 5人以内
- (3) 公募による区民 3人以内
- (4) 区議会議員 5人以内

(審議会の招集)

第41条 審議会は、会長が招集する。

(審議会の定足数及び表決数)

第42条 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の総数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(審議会委員以外の者の出席)

第43条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を聴取し、又は説明させることができる。

(審議会幹事)

第44条 審議会に、区長が委嘱又は任命する幹事を若干名置く。

- 2 幹事は、会長の命を受け、審議会が行う調査又は審議を補佐する。

(審議会の公開)

第45条 審議会の会議は、公開する。ただし、会長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

- 2 審議会の公開に当たっては、会長は、審議会の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）の人数を制限することができる。

(審議会の傍聴)

第46条 傍聴者は、会長の指示に従わなければならない。

2 会長は、傍聴者が会長の指示に従わないときは、当該傍聴者に退場を命ずることができる。

(審議会の議事録)

第47条 会長は、審議会の議事録を作成し、これを保存しなければならない。

2 審議会の議事録は、公開する。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。

(専門部会)

第48条 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は当該専門部会の委員の互選により選出し、副部会長は当該専門部会の委員のうちから部会長が指名する。

2 部会長は、当該専門部会を招集し、審議会から付託された事項について調査審議を行い、当該調査審議結果を審議会に報告しなければならない。

3 専門部会の定足数及び表決数については、第42条の規定を準用する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会庶務)

第49条 審議会及び専門部会の庶務は、都市建設部都市建設課において処理する。

(委任)

第50条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成22年 3 月31日規則第30号)

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成22年 4 月28日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成24年 3 月30日規則第29号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、平成24年 6 月30日までの間は、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 (平成27年 4 月28日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の足立区住宅政策審議会規則の規

定、第2条の規定による改正後の足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例施行規則の規定及び第3条の規定による改正後の足立区景観条例施行規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

付 則（平成28年3月30日規則第42号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年2月28日規則第8号）

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

付 則（平成31年3月29日規則第43号）

この規則は、平成31年7月1日から施行する。

付 則（令和2年7月13日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年3月31日規則第48号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和7年3月24日規則第14号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、別記様式第7号の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

別表第1 法第16条第1項第1号（建築物の建築等）に係る行為（第9条関係）

(あ)	(い)	(う)
圀川沿川特別景観形成地区、見沼代親水公園周辺特別景観形成地区並びに西新井大師特別景観形成地区のうち、大師境内エリア、門前エリア、門前入口エリア、大師前エリア及び北参道エリア	建築基準法第6条第1項各号に掲げる建築物及び同法第18条の規定の適用を受ける建築物	新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でその修繕等に係る面積が従前の外観の面積の2分の1を超えるもの
景観計画の区域内で圀川沿川特別景観形成地区及び見沼代親水公園周辺特別景観形成地区並びに西	1 建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定する建築物の高さ（以下「建築物の高さ」という。）が15m以上、又は、延べ面積が1,000㎡以上の建築物	新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でその修繕等に係る面積が従前の外観

新井大師特別景観形成地区のうち、大師境内エリア、門前エリア、門前入口エリア、大師前エリア及び北参道エリア以外の地域	2	地上階数 3 以上かつ住戸数15以上となる共同住宅、寄宿舍又は下宿	の面積の 2 分の 1 を超えるもの
	3	地上階数 2 以上かつ住戸数10以上となる長屋	
	4	店舗面積（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 2 条に規定する店舗面積）が500㎡を超える建築物	
	5	敷地が、足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例施行規則（平成17年足立区規則第66号）第 2 条第 2 項第 4 号に定める商店街に接する延べ面積300㎡以上の建築物	
	6	第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域又は第二種住居地域内で、延べ面積が500㎡以上の倉庫	
	7	鉄道駅、病院、学校、幼稚園、老人ホーム、集会施設その他これらに類する建築物であって公共性の高いもの及び国又は地方公共団体が公共の目的で整備する建築物のうち、敷地面積又は延べ面積が500㎡以上のもの	
	8	敷地が、1,000㎡以上の建築物で、建築基準法第 6 条第 1 項各号までに掲げる建築物。ただし、専ら農業用施設である建築物又は用途が専用住宅である建築物を除く。	

別表第 2 法第16条第 1 項第 2 号（工作物の建設等）に係る行為（第 9 条関係）

（あ）	（い）	（う）
堀川沿川特別景観形成地	第 9 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げ	新設、増築、改築若しくは

区、見沼代親水公園周辺 特別景観形成地区並びに 西新井大師特別景観形成 地区のうち、大師境内エ リア、門前エリア、門前 入口エリア、大師前エリ ア及び北参道エリア	る工作物で、建築基準法第88条の規定の適 用を受けるもの	移転又は外観を変更するこ ととなる修繕等でその修繕 等に係る面積が従前の外観 の面積の2分の1を超える もの
隅田川沿川特別景観形成 地区	第9条第1項第1号に掲げる工作物で、工 作物の地上に露出する部分の最上部と地盤 面（建築物上の工作物（建築設備を除く。） にあつては当該工作物を設置する部分）と の差（この表において「工作物の高さ」と いう。）が15m以上のもの	
	第9条第1項第2号及び第3号に掲げる工 作物で、工作物の高さが15m以上、又は築 造面積が1,000㎡以上のもの	
	第9条第1項第4号に掲げる工作物	
景観計画の区域内で圀川 沿川特別景観形成地区、 見沼代親水公園周辺特別 景観形成地区及び隅田川 沿川特別景観形成地区並 びに西新井大師特別景観 形成地区のうち、大師境 内エリア、門前エリア、 門前入口エリア、大師前 エリア及び北参道エリア 以外の地域	第9条第1項第1号に掲げる工作物で、工 作物の高さが15m以上のもの 第9条第1項第2号及び第3号に掲げる工 作物で、工作物の高さが15m以上、又は築 造面積が1,000㎡以上のもの	

別表第 3 法第16条第 1 項第 3 号（開発行為）に係る行為（第 9 条関係）

(あ)	(い)
圀川沿川特別景観形成地区、見沼代親水公園周辺特別景観形成地区	都市計画法第 4 条第13号に規定する開発区域（この表において「開発区域」という。）の面積が500㎡以上の開発行為
景観計画の区域内で圀川沿川特別景観形成地区及び見沼代親水公園周辺特別景観形成地区以外の地域	開発区域の面積が3, 000㎡以上の開発行為

別表第 4 条例第14条第 2 項（木竹の伐採）に係る行為（第 9 条関係）

(あ)	(い)
圀川沿川特別景観形成地区	樹高が10m以上で、かつ、幹周りが1. 2m以上の樹木、又は樹高が15m以上の樹木の伐採

別記様式第1号(第7条関係)
別記様式第1号(第7条関係)

特別景観形成地区指定申請書

年 月 日

(提出先)
足立区 長

団 体 名
申 請 者
代表者氏名

下記の地区の一体的な景観の形成を図るため、足立区景観条例第11条第3項の規定により、特別景観形成地区の指定を申請します。

記

特別景観形成地区の名称	
対象地区(地名地番)	
対象地区の区域面積	
景観形成の目的	

(注意) この申請書には、次に掲げる書類及び図書を添付して下さい。

- 当該地区の景観形成の方針等の案
- 当該地区の区域を示す図面
- 足立区景観条例第11条第4項の規定による区民等の意見聴取の経緯書
- その他、区長が必要と認める書類及び図書

(日本産業規格A列4番)

別記様式第2号（第8条関係）

別記様式第2号（第8条関係）

（1面）

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

（提出先）
足立区 長住所
届出者（事業主）

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法第16条第1項の規定により届け出ます。

1 計画の名称		
2 行為の場所	地名地番	
	住居表示	
	地域区分	☐ 隅田川沿川特別景観形成地区 ☐ 日暮里・舎人ライナー沿線特別景観形成地区 ☐ 埴川沿川特別景観形成地区 ☐ 見沼代親水公園周辺特別景観形成地区 ☐ 西新井大師特別景観形成地区 ☐ 上記以外の地域

（注意）

- ※欄には、記入しないでください。
- 正本・副本各1部、計2部提出して下さい。
- 適合状況説明書、付近見取図、配置図、外構図（緑化含む）、現況写真、立面図（全面。うち2面以上、彩色が施されたもので、日本産業規格Z8721で定める色相、明度及び彩度の三属性の値（以下「マンセル値」という。）が表示されたもの）、景観形成誘導基準自己診断シート、その他景観形成の説明に必要な資料を添付してください。
- 設計又は施行方法の変更のうち、景観法第16条第1項の届出に係る行為が景観法第16条第7項各号に該当することとなるもの以外は、別記様式第3号により変更の届出をしてください。
- 行為を完了（中止）した場合は、別記様式第2号の2により行為の完了（中止）の届出をしてください。

※ 足立区受付欄

連絡先

（日本産業規格A列4番）

(2面)

3 届出対象行為		届出対象行為の内容			
届出対象行為の種類、設計又は施行方法	(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第1号)	区分	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)		
		用途	高さ	階数	
		地区計画に該当する場合 地区計画の名称:			
		敷地面積	延べ面積		
		外壁色彩のマンセル値	外壁基本色 色相()/明度()/彩度()		
			強調色(大規模建築物のみ) 色相()/明度()/彩度()		
			勾配屋根色 色相()/明度()/彩度()		
		(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第2号)	区分	新設・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)	
			用途	築造面積	高さ
			地区計画に該当する場合 地区計画の名称:		
外観色彩のマンセル値	外観基本色 色相()/明度()/彩度()				
(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(景観法第16条第1項第3号)	開発区域の面積		構築する施設		
(4) 木竹の伐採(条例第14条第2項)	法面及び擁壁の高さ	法面及び擁壁の長さ			
	樹高	幹周り			
4 行為の期間	着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日				
5 関連協議等	許可等を取得する他法令の名称				
	大規模建築物等の建築の事前協議案件(景観条例20条)又は個別建設事業の事前協議案件(景観条例24条)の場合 事前協議書受付番号: 年度第 号 事前協議完了年月日: 年 月 日				
6 周辺地域への情報提供等	種別	☐ 説明会(回) ☐ 個別訪問 ☐ その他()			
	情報提供を行った日又は期間	年 月 日 ~ 年 月 日	人数 人		
	使用した図書				
	出された意見及びそれに対する措置				
7 備考					

(日本産業規格A列4番)

別記様式第2号の2（第9条の2関係）
別記様式第2号の2（第9条の2関係）

景観計画区域内における行為の完了（中止）届出書

（提出先）
足立区長

年 月 日

住所
届出者(事業主)
氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法第16条第1項、第2項又は第5項の規定に基づく景観計画区域内における行為について、足立区景観条例第14条の2の規定により、下記のとおり

〔完了
中止〕

したことを届け出ます。

1 景観計画区域内における行為の届出書受付番号	年 月 日 第 号
2 行為の場所	地名地番 地域の別 ☐隅田川沿川特別景観形成地区 ☐日暮里・舎人ライナー沿線特別景観形成地区 ☐堀川沿川特別景観形成地区 ☐見沼代親水公園周辺特別景観形成地区 ☐西新井大師特別景観形成地区 ☐上記以外の地域
3 行為の種類	☐建築物の建築等 ☐工作物の建設等 ☐都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 ☐木竹の伐採 新築・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替・色彩変更） 新設・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）
4 完了（中止）年月日	年 月 日

※ 足立区受付欄

(注意)

1 ()内の該当する項目を○で囲んでください。
2 ※欄には、記入しないでください。
3 竣工写真、撮影位置及び方向を図示した図面を添付してください。

(日本産業規格A列4番)

別記様式第3号（第11条関係）
別記様式第3号（第11条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書	
年 月 日	
(提出先) 足立区長	
住所 届出者(事業主) 氏名 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
景観法第16条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。	
1 景観計画区域内における行為の届出書受付番号	年 月 日 第 号
2 計画の名称	
3 行為の場所	地名地番
	住居表示
	地域区分 ☐ 隅田川沿川特別景観形成地区 ☐ 日暮里・舎人ライナー沿線特別景観形成地区 ☐ 堀川沿川特別景観形成地区 ☐ 見沼代親水公園周辺特別景観形成地区 ☐ 西新井大師特別景観形成地区 ☐ 上記以外の地域
4 設計又は施行方法の変更の概要	変更前
	変更後
5 変更理由	
(注意) 1 ※欄には、記入しないでください。 2 正本・副本各1部、計2部提出して下さい。 3 設計又は施行方法の変更前後の内容がわかる書類及び図書をそれぞれ添付してください。	
※ 足立区受付欄	連絡先 _____ _____ _____

(日本産業規格 A 列 4 番)

			第	年	月	日	号
様							
						足立区長	印
期 間 短 縮 通 知 書							
年 月 日付けで届出のあった行為については、景観法第18条第2項の規定により、行為の着手の制限の期間を下記のとおり短縮したので、通知します。なお、行為の着手にあたっては、指導助言事項に配慮してください。							
記							
1 届出のあった行為							
2 行為の場所							
3 短縮前の期間	年	月	日から	年	月	日	
4 短縮後の期間	年	月	日から	年	月	日	
5 指導助言事項							

(日本産業規格A列4番)

		第	号
		年	日
		月	
様			
		足立区長	印
勸告書			
年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第3項の規定により、下記の措置をとることを勧告します。			
なお、勧告に従わない場合は、足立区景観条例第17条第2項の規定により、氏名又は名称その他必要な事項を公表する場合があります。			
記			
1 届出のあった行為			
2 行為の場所			
3 適合しないと認められる理由			
4 とるべき措置			
5 履行期限	年	月	日
6 報告期限	年	月	日
7 報告先			

(日本産業規格A列4番)

		第	号
		年	日
様			
		足立区長	印
変 更 命 令 書			
年 月 日付で届出のあった行為については、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないと認められるので、景観法第 17 条第 1 項の規定により、下記の措置をとることを命じます。			
なお、この命令に従わない場合は、同法第 102 条第 1 号の規定により、50 万円以下の罰金に処されることがあります。			
記			
1 届出のあった行為			
2 適合しないと認められる理由			
3 とるべき措置			
4 履行期限	年 月 日		
5 報告期限	年 月 日		
6 報告先			
行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面をご参照ください。			

（日本産業規格 A 列 4 番）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、足立区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

		第	号
		年	日
		月	
様			
		足立区長	印
原 状 回 復 等 命 令 書			
第 号により通知した変更命令に係る行為については、景観法第 17 条第 5 項の規定により、原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。			
なお、この命令に従わない場合は、景観法第 100 条の規定により、1 年以下の拘禁系又は 50 万円以下の罰金に処されることがあります。			
記			
1 現状回復等命令の対象となる行為			
2 命令の理由			
3 とるべき措置			
4 履行期限		年	月 日
5 報告期限		年	月 日
6 報告先			
行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面をご参照ください。			

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、足立区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

		第	号
		年	日
		月	
様			
		足立区長	印
期 間 延 長 通 知 書			
年 月 日付けで届出のあった行為については、景観法第17条第4項の規定により、下記のとおり期間を延長したので、通知します。			
記			
1 届出のあった行為			
2 行為の場所			
3 延長する期間			
年 月 日から 年 月 日まで(日間)			
4 延長の理由			

(日本産業規格A列4番)

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

（提出先）
足立区長住所
通知者(事業主)団体名
代表者

景観法第16条第5項の規定により通知します。

1 計画の名称		
2 行為の場所	地名地番	
	住居表示	
	地域区分	☐ 隅田川沿川特別景観形成地区 ☐ 日暮里・舎人ライナー沿線特別景観形成地区 ☐ 堀川沿川特別景観形成地区 ☐ 見沼代親水公園周辺特別景観形成地区 ☐ 西新井大師特別景観形成地区 ☐ 上記以外の地域

（注意）

- ※欄には、記入しないでください。
- 正本・副本各1部、計2部提出して下さい。
- 適合状況説明書、付近見取図、配置図、外構図（緑化含む）、現況写真、立面図（全面。うち2面以上、彩色が施されたもので、日本産業規格Z8721で定める色相、明度及び彩度の三属性の値（以下「マンセル値」という。）が表示されたもの）、景観形成誘導基準自己診断シート、その他景観形成の説明に必要な資料を添付してください。
- 行為を完了（中止）した場合は、別記様式第2号の2により行為の完了（中止）の届出をしてください。

※ 足立区受付欄

連絡先

（日本産業規格A列4番）

(2面)

3 届出対象行為		届出対象行為の内容			
届出対象行為の種類、設計又は施行方法	(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第1号)	区分	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)		
		用途	高さ	階数	
		地区計画に該当する場合 地区計画の名称:			
		敷地面積		延べ面積	
		外壁色彩のマンセル値	外壁基本色 色相()/明度()/彩度()		
			強調色(大規模建築物のみ) 色相()/明度()/彩度()		
			勾配屋根色 色相()/明度()/彩度()		
		(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第2号)	区分	新設・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)	
			用途	築造面積	高さ
			地区計画に該当する場合 地区計画の名称:		
外観色彩のマンセル値	外観基本色 色相()/明度()/彩度()				
(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(景観法第16条第1項第3号)	開発区域の面積		構築する施設		
(4) 木竹の伐採(条例第14条第2項)	法面及び擁壁の高さ	法面及び擁壁の長さ			
	樹高	幹周り			
4 行為の期間	着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日				
5 関連協議等	許可等を取得する他法令の名称				
	大規模建築物等の建築の事前協議案件(景観条例20条)又は個別建設事業の事前協議案件(景観条例24条)の場合 事前協議書受付番号: 年度第 号 事前協議完了年月日: 年 月 日				
6 周辺地域への情報提供等	種別	☐ 説明会(回) ☐ 個別訪問 ☐ その他()			
	情報提供を行った日又は期間	年 月 日 ~ 年 月 日		人数 人	
	使用した図書				
	出された意見及びそれに対する措置				
7 備考					

(日本産業規格A列4番)

大規模建築物等事前協議申請書

年 月 日

（提出先）
足立区長

申請者（事業主）
住 所
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

足立区景観条例第20条の規定による協議を申請します。

（注意）

- 1 周辺状況等を表示する図面、周辺状況写真、位置図、外構図、立面図又は外観透視図（すべての外壁面に彩色が施されたもので、日本産業規格Z8721で定める色相、明度及び彩度の三属性の値（以下「マンセル値」という。）が表示されたもの）、その他必要な書類及び図書等を添付してください。
- 2 本協議で使用する資料が情報公開の対象となることについて、本申請をもって承認したものとみなします。

（日本産業規格A列4番）

(2面)

1 計画の名称								
2 行為の場所		地名地番						
		住居表示						
		地域区分		☐ 隅田川沿川特別景観形成地区 ☐ 日暮里・舎人ライナー沿線特別景観形成地区 ☐ 堀川沿川特別景観形成地区 ☐ 見沼代親水公園周辺特別景観形成地区 ☐ 西新井大師特別景観形成地区 ☐ 上記以外の地域				
3	協議対象行為	協議対象行為の内容						
協議対象行為の種類、設計又は施行方法	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第1号)	区分	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)					
		用途		高さ	m	階数	階	
		地区計画に該当する場合 地区計画の名称:						
		敷地面積			m ²	延べ面積		
					m ²			
		外壁色彩のマンセル値	外壁基本色 色相()/明度()/彩度()					
			強調色 色相()/明度()/彩度()					
勾配屋根色 色相()/明度()/彩度()								
4 行為の期間		着手予定日	年	月	日			
		完了予定日	年	月	日			
5 関連協議等		許可等を取得する他法令の名称						
6 周辺地域への情報の提供	種別	☐ 説明会(回) ☐ 個別訪問 ☐ その他()						
	情報提供を行った日又は期間	年	月	日～	年	月	日	
	使用した図書	人数						
	出された意見及びそれに対する措置	人						
7 備考								

(日本産業規格A列4番)

別記様式第11号（第17条関係）
別記様式第11号（第17条関係）

		第 年	月	号 日
様				
		足立区長	印	
大規模建築物等事前協議完了通知書				
年 月 日付けで申請のあった足立区景観条例第20条の規定による協議が完了したことを通知します。				
記				
1 計画の名称				
2 事前協議受付番号				
年度 第 号				
(注意) 計画に変更が発生した場合は、再度協議が必要になる場合があります。				

（日本産業規格A列4番）

景観ガイドライン事前協議申請書

年 月 日

（提出先）
足立区 長

住所
申請者（主たる事業主）
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

足立区景観条例第22条第1項の規定により申請します。

（注意）

- 1 ガイドライン作成に必要な書類の有無、内容、作成後の取扱い等については「景観ガイドライン作成要領」の記載内容を遵守してください。
- 2 本協議で使用する資料が情報公開の対象となることについて、本申請をもって承認したものとします。

（日本産業規格A列4番）

(2面)

1 景観ガイドラインの名称		地区景観ガイドライン	
2 景観ガイドラインを策定 する場所		地 名 地 番	
		地 域 区 分	☐ 隅田川沿川特別景観形成地区 ☐ 日暮里・舎人ライナー沿線特別景観形成地区 ☐ 堀川沿川特別景観形成地区 ☐ 見沼代親水公園周辺特別景観形成地区 ☐ 西新井大師特別景観形成地区 ☐ 上記以外の地域
3	協 議 対 象 事 業	協 議 対 象 事 業 の 内 容	
協議 対象 事業 の 概要	都市計画の決定、変更若しくは廃止又は許可を伴う事業のうち、当該事業に係る面積が3ヘクタール以上のもの	☐ 都市計画法第8条第1項第3号の高度利用地区 ☐ 都市計画法第11条第1項第8号の一団地の住宅施設 ☐ 都市計画法第12条第1項第4号の市街地再開発事業 ☐ 都市計画法第12条の4第1項各号の地区計画等 ☐ 都市計画法第12条の5第3項の再開発等促進区を定める地区計画 ☐ 都市計画法第4条第12項の開発行為	
		事業に係る面積	
		ha	
4 事業の期間		着手予定日	年 月 日
		完了予定日	年 月 日
5 関連協議等		許可等を取得する他法令の名称	
6 周辺地域 への情報 の提供	種 別	☐ 説明会(回) ☐ 個別訪問 ☐ その他()	
	情報提供を行った日又は期間	年 月 日～ 年 月 日	人数 人
	使用した図書		
	出された意見及びそれに対する措置		
7 当該区域に係る公共事業 の関係所管			
8 備考			

(日本産業規格A列4番)

		第 年	月	号 日
様				
		足立区長		印
景観ガイドライン事前協議完了通知書				
年 月 日付けで申請のあった協議が完了したことを通知します。				
記				
1 景観ガイドラインの名称				
2 事業の場所(地名地番)				
足立区 丁目 番				

(注意)

計画に変更が発生した場合は、条例第22条第2項の規定により、別記様式第14号の景観ガイドライン変更協議申請書を提出してください。

(日本産業規格A列4番)

景観ガイドライン変更協議申請書

年 月 日

(提出先)
足立区 長

申請者(主たる事業主) 住 所
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

足立区景観条例第22条第2項の規定により申請します。

記

1 景観ガイドラインの名称	
2 景観ガイドラインを策定 する場所（地名地番）	
3 変 更 内 容	

(注意)

		第 年	月	号 日
様				
		足立区長		印
景観ガイドライン変更協議完了通知書				
年 月 日付けで申請のあった変更協議が完了したことを通知します。				
記				
1 景観ガイドラインの名称				
2 事業の場所(地名地番)				
足立区 丁目 番				

(日本産業規格A列4番)

個別建設事業事前協議申請書

年 月 日

（提出先）
足立区 長

住 所
申請者(事業主)
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

足立区景観条例第24条の規定による協議を申請します。

（注意）

- 1 周辺状況等を表示する図面、周辺状況写真、位置図、外構図、立面図又は外観透視図(すべての外壁面に彩色が施されたもので、日本産業規格Z8721で定める色相、明度及び彩度の三属性の値(以下「マンセル値」という。)が表示されたもの)、その他必要な書類及び図書等を添付してください。
- 2 本協議で使用する資料が情報公開の対象となることについて、本申請をもって承認したものとみなします。

（日本産業規格A列4番）

1 事業の名称						
2 事業に係る 景観ガイドライン		ガイドラインの 名称				
		事前協議の 完了年月日		年度 第 号 年 月 日		
3 事業の場所		地名地番				
		地域区分		☐ 隅田川沿川特別景観形成地区 ☐ 日暮里・舎人ライナー沿線特別景観形成地区 ☐ 堀川沿川特別景観形成地区 ☐ 見沼代親水公園周辺特別景観形成地区 ☐ 西新井大師特別景観形成地区 ☐ 上記以外の地域		
4 協議対象事業の種類、設計又は施行方法	協議対象事業	協議対象事業の内容				
	(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観条例施行規則第21条第1項第1号及び第2号)	区分	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)			
		用途	高さ		階数	
		敷地面積		延べ面積		
				m ²		m ²
		外壁色彩のマンセル値	外壁基本色 色相()/明度()/彩度()			
			強調色 色相()/明度()/彩度()			
	勾配屋根色 色相()/明度()/彩度()					
	(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観条例施行規則第21条第1項第3号及び第4号)	区分	新設・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)			
		用途	築造面積		高さ	
		m ²		m		
(3) 区長が特に協議を要すると認める建設事業(景観条例施行規則第21条第1項第5号)	外観色彩のマンセル値	外観基本色 色相()/明度()/彩度()				
	事業の種別					
	構築する施設					
	法面及び擁壁の高さ		法面及び擁壁の長さ			
		m		m		
5 関連協議等		許可等を取得する他法令の名称				

		第 年	月	号 日
様				
足立区長				印
個別建設事業事前協議完了通知書				
年 月 日付けで申請のあった足立区景観条例第 2 4 条の規定による協議が完了したことを通知します。				
記				
1 事業の名称				
2 事前協議受付番号				
年度 第 号				
(注意)				

(日本産業規格A列4番)

別記様式第18号（第23条関係）
別記様式第18号（第23条関係）

景観協定認可申請書

年 月 日

(提出先)
足立区 長

住所
申請者(代表者)
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法第81条第4項の規定により、次のとおり景観協定の認可申請をします。

記

景観協定の概要	名 称		
	協 定 事 項		
	有 効 期 間	年	
	協定に違反した場合の措置		
		景観協定の区域	景観協定区域隣接地の区域
区 域 の 地 名 地 番		足立区	足立区
面 積		m ²	m ²
用 途 地 域			
その他の地域地区等		☐ 高度地区() ☐ 地区計画() ☐ 特別景観形成地区() ☐ その他()	☐ 高度地区() ☐ 地区計画() ☐ 特別景観形成地区() ☐ その他()
土地所有者等の人数	土地の所有者		
	借地権を有する者		
	景観法第91条に規定する借主等		
	合 計		

(注意) この申請書には、次に掲げる図書等を添付してください。

- (1) 案内図
- (2) 景観協定区域及び景観協定区域隣接地の区域を表示する図面
- (3) 協定書(写し)
- (4) 景観協定を締結しようとする理由書
- (5) 景観法第81条第1項及び第3項に規定する土地所有者等並びに同法第91条に規定する借主等の全員の住所、氏名及び権利の種類並びにその合意を証する書面
- (6) その他区長が必要と認める書類

(日本産業規格A列4番)

	第 年	月	号 日
様			
	足立区長		印
景観協定認可決定等通知書			
年 月 日付けで申請のあった景観協定の認可については、次のとおり			
認可する	ことに決定しましたので通知します。		
認可しない			
1 景観協定の名称			
2 認可年月日及び認可番号			
3 認可しない理由			
行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面をご参照ください。			

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、足立区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

景観協定変更(廃止)認可申請書

年 月 日

(提出先)
足立区長

住所
申請者(代表者)
氏名
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法第84条第1項又は同法第88条第1項の規定により、次のとおり景観協定について

変更
※ の認可の申請をします。
廃止

認可年月日及び認可番号	年 月 日 第 号
景観協定の名称	
変更内容又は廃止の理由	

(注意)

※印の箇所は、該当しない事項を二重線で消してください。

(日本産業規格A列4番)

第 年 月 日
号 日

様

足立区長

印

景観協定変更（廃止）認可決定等通知書

年 月 日付けで申請のあった景観協定の変更（廃止）の認可については、次の
とおり 認可する ことに決定しましたので、通知します。
認可しない

- 1 景観協定の名称
- 2 認可年月日及び認可番号
- 3 認可しない理由

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面をご参照ください。

（日本産業規格 A 列 4 番）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、足立区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（表）

景観重要建造物等指定提案書	
年 月 日	
(提出先) 足立区長	
提案者	住所 氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
景観法 ※1	第20条第1項 第20条第2項 第29条第1項 第29条第2項
の規定により下記の建造物(樹木)を景観重要建造物(樹木)に指定することを提案します。	
※2 足立区受付欄	
(注意)	
1 ※1印の箇所は、該当しない事項を二重線で消してください。	
2 ※2欄には、記入しないでください。	
3 当該建造物(樹木)の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面、道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物(樹木)の写真、景観法第20条第1項の合意又は同条第2項の同意、若しくは同法第29条第1項の合意又は同条第2項の同意を得たことを証する書類を添付してください。	

（日本産業規格A列4番）

(裏)

1 建造物の名称 (樹木については樹種名)	
2 建造物(樹木)の所在地	
3 所有者の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
4 外 観 の 特 徴	
5 提 案 理 由 (景観上の重要性など)	

第 号
年 月 日

様

足立区長

印

景観重要建造物等非指定通知書

年 月 日付けで提案のあった建造物（樹木）について景観重要建造物（樹木）として指定しないこととしたので、景観法第20条第3項（同法第29条第3項）の規定により通知します。

記

1 建造物の名称（樹木については樹種名）

2 建造物（樹木）の所在地

3 所有者の住所及び氏名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

4 指定しない理由

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面をご参照ください。

（日本産業規格A列4番）

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、足立区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

様

足立区長

印

景観重要建造物等指定通知書

景観法第19条第1項（同法第28条第1項）の規定により下記の建造物（樹木）を景観重要建造物（樹木）に指定したので、通知します。

記

- 1 建造物の名称（樹木については樹種名）
- 2 建造物（樹木）の所在地
- 3 所有者の住所及び氏名
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕
- 4 指定番号
- 5 指定年月日
- 6 指定の理由となった外観（樹容）の特徴
- 7 景観法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面をご参照ください。

（日本産業規格 A 列 4 番）

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、足立区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

景観重要建造物等現状変更許可申請書

年 月 日

（提出先）
足立区長

住所
申請者
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観重要建造物（樹木）の現状変更の許可を受けたいので、景観法第22条第1項（同法第31条第1項）の規定により下記のとおり申請します。

記

建造物の名称 （樹木については樹種名）	
建造物（樹木）の所在地	
指定番号及び指定年月日	号／ 年 月 日
現状変更の場所	
現状変更行為の種類	
設計方法又は施行方法	
現状変更の理由	
設計者の住所及び氏名	（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称）
施工者の住所及び氏名	（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称）
着手予定日／完了予定日	年 月 日／ 年 月 日

（注意） 当該行為の設計仕様書及び設計図、当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面、当該建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真、申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書を添付してください。

（日本産業規格A列4番）

		第	号
		年	日
		月	
様			
足立区長		印	
景観重要建造物等現状変更許可書			
年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物(樹木)の現状変更については、景観法第22条第1項(同法第31条第1項)の規定により次のとおり許可します。			
記			
1 建造物の名称(樹木については樹種名)			
2 建造物(樹木)の所在地			
3 指定番号		号	
4 指定年月日		年	月 日
5 現状変更の場所			
6 現状変更行為の種類			
7 設計方法又は施行方法			
8 着手予定日		年	月 日
9 完了予定日		年	月 日
10 許可の条件			

(日本産業規格A列4番)

		第	号
		年	日
様			
		足立区長	印
景観重要建造物等原状回復等命令書 あなたが行った行為は、景観法第22条第1項（同法第31条第1項）の規定又は同条第3項（同法第31条第2項）の規定により許可に付された条件に違反しているので、同法第23条第1項（同法第32条第1項）の規定により、下記のとおり原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。 なお、この命令に従わない場合は、景観法第103条の規定により、30万円以下の罰金に処されることがあります。			
記			
1	原状回復等命令の対象となる景観重要建造物の名称（樹木については樹種名）及び指定番号		
2	命令の理由		
3	とるべき措置		
4	履行期限	年	月 日
5	報告期限	年	月 日
6	報告先		
行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面をご参照ください。			

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、足立区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第28号（第31条関係）
別記様式第28号（第31条関係）

景観重要建造物等滅失・き損等届出書

年 月 日

（提出先）
足立区長

住所
届出者
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり、景観重要建造物(樹木)が滅失・き損(枯死)したので足立区景観条例第28条に基づき届け出ます。

記

建 造 物 の 名 称 (樹木については樹種名)	
建 造 物 (樹 木) の 所 在 地	
指 定 番 号	号
※〔滅失 き損 枯死〕の事実が生じた日	年 月 日
※〔滅失 き損 枯死〕の 原 因	
き 損 の 場 所 及 び 程 度 (き 損 の 場 合 の み)	
※〔滅失 き損 枯死〕の事実を知った日	年 月 日
※〔滅失 き損 枯死〕の後にとられた 措置その他参考となる事項	

(注意) ※印の箇所は、該当しない事項を二重線で消してください。

(日本産業規格A列4番)

景観重要建造物等所有者等変更届出書

年 月 日

(提出先)
足立区長

住所
届出者
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり、景観重要建造物(樹木)の所有者等の変更があったので、足立区景観条例第29条第1項の規定により届け出ます。

記

建 造 物 の 名 称 (樹 木 に つ い て は 樹 種 名)	
建 造 物 (樹 木) の 所 在 地	
指 定 番 号	号
変更前の所有者の住所及び氏名 〔法人にあっては、主たる 事務所の所在地及び名称〕	
変更後の所有者の住所及び氏名 〔法人にあっては、主たる 事務所の所在地及び名称〕	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 事 由	

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

（提出先）
足 立 区 長

住 所
届出者
氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり景観重要建造物（樹木）の所有者等の氏名等を変更したので、足立区景観条例第29条第2項の規定により届け出ます。

記

建 造 物 の 名 称 （樹木については樹種名）	
建 造 物（樹木）の所在地	
指 定 番 号	号
所有者等の変更前の住所 〔法人にあっては、 主たる事務所の所在地〕	
所有者等の変更後の住所 〔法人にあっては、 主たる事務所の所在地〕	
所有者等の変更前の氏名 〔法人にあっては、 そ の 名 称〕	
所有者等の変更後の氏名 〔法人にあっては、 そ の 名 称〕	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 事 由	

（日本産業規格A列4番）

		第 年	月	号 日
様				
足立区長				印
景観重要建造物等の管理に関する命令書				
あなたが所有又は管理する景観重要建造物（樹木）は、管理が適当でないため滅失し、若しくはき損（枯死）するおそれがある、又は管理が足立区景観条例に従って適切に行われていないと認められるため、景観法第26条（同法第34条）の規定により下記の措置をとることを命じます。 なお、この命令に従わない場合は、景観法第105条の規定により、30万円以下の過料に処されることがあります。				
記				
1	命令の対象となる景観重要建造物の名称（樹木については樹種名）及び指定番号			
2	命令の理由			
3	とるべき措置			
4	履行期限	年	月	日
5	報告期限	年	月	日
6	報告先			
行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面をご参照ください。 （日本産業規格A列4番）				

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、足立区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

		第	年	月	日
様					
		足立区長		印	
景観重要建造物等の管理に関する勧告書					
あなたが所有又は管理する景観重要建造物(樹木)は、管理が適当でないため滅失し、若しくはき損(枯死)するおそれがある、又は管理が足立区景観条例に従って適切に行われていないと認められるため、景観法第26条(同法第34条)の規定により下記の措置をとることを勧告します。					
記					
1 勧告の対象となる景観重要建造物の名称(樹木については樹種名)及び指定番号					
2 勧告の理由					
3 とるべき措置					
4 履行期限	年		月		日
5 報告期限	年		月		日
6 報告先					

(日本産業規格A列4番)

		第 年	月	号 日
様				
		足立区長 印		
景観重要建造物等指定解除通知書				
景観法	第27条第1項 第27条第2項 第35条第1項 第35条第2項	の規定により下記の景観重要建造物（樹木）の指定を解除した		
ので、通知します。				
記				
1 建造物の名称（樹木については樹種名）				
2 建造物（樹木）の所在地				
3 解除の理由				
行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面をご参照ください。				

（日本産業規格A列4番）

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、足立区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第34号（第37条関係）
別記様式第34号（第37条関係）

景観整備機構指定申請書

年 月 日

（提出先）
足立区 長

住 所
申請者（代表者）
氏 名

景観法第92条第1項の規定により、景観整備機構の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

記

景観整備機構の名称	
住 所	
事務所の所在地	

（注意）

この申請書には次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 規約
- (2) 役員の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表の氏名）を記載した書類
- (3) その他区長が必要と認める書類

（日本産業規格A列4番）

第 年 月 日 号

様

足立区長 印

景観整備機構指定決定等通知書

年 月 日付けで申請のあった景観整備機構の指定については、次のとおり
指定する ことに決定しましたので、通知します。
指定しない

記

1 景観整備機構の名称

2 住所

3 事務所の所在地

4 指定年月日及び指定番号 年 月 日 第 号

5 指定しない理由

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面をご参照ください。

（日本産業規格 A 列 4 番）

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、足立区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第36号（第38条関係）
別記様式第36号（第38条関係）

景観整備機構変更届	
年 月 日	
(提出先) 足立区 長	
住所 届出者(代表者) 氏 名	
景観整備機構に変更があったので、景観法第92条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。	
※ 足立区受付欄	
記	
指定年月日及び指定番号	年 月 日 第 号
☐ 景観整備機構の 名称	変更前 名称
	変更後 名称
☐ 住 所	変更前 郵便番号 ー 所在地 電話番号 ()
	変更後 郵便番号 ー 所在地 電話番号 ()
☐ 事務所の所在地	変更前 郵便番号 ー 所在地 電話番号 ()
	変更後 郵便番号 ー 所在地 電話番号 ()
変 更 の 理 由	
(注意) (1) 該当する□の中にレ印を付けて下さい。 (2) この変更届は、正副2部を提出して下さい。 (3) ※印のある欄は記入しないでください。	

(日本産業規格A列4番)

第 年 月 日 号

様

足立区長

印

景観整備機構指定取消通知書

景観法第95条第3項の規定により、景観整備機構の指定を取り消しましたので、通知します。

記

1 景観整備機構の名称

2 住所

3 事務所の所在地

4 指定年月日及び指定番号 年 月 日 第 号

5 取消年月日

6 取消理由

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面をご参照ください。

（日本産業規格A列4番）

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、足立区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。